

平成 29 年度 酪農・畜産政策及び畜産物価格等に関する提言

北海道の酪農・畜産は、厳しい自然環境の下で、專業經營を主体に展開し、安全で良質な牛乳乳製品や畜肉の安定供給という重要な使命を担っています。また、乳業や食品製造など幅広い関連産業を通じて、地域の雇用や経済を支え、地域社会の活力を維持するなど、重要かつ多様な役割を果たしてきております。

しかしながら、近年の取り巻く環境は、担い手の高齢化と後継者問題、飼料コストの上昇と所得の低下、多額な投資負担と負債問題、過重な労働負担と人手不足、海外悪性伝染病の発生懸念など、酪農・畜産經營は厳しさを増し、生乳生産量や飼養頭数が減少する等、生産基盤の強化が急務となっております。

加えて、TPP協定による牛肉・豚肉や乳製品の一部関税の撤廃や引き下げ、輸入枠の拡大など、かつてない高い水準の市場開放政策に対し、多くの生産者は更なる生産縮小と収益性の悪化を招きかねないとの不安感を強めております。

こうした下、国は『地域の知恵の結集による畜産再興プラン』の政策目標を掲げ、「人・牛・飼料の視点での基盤強化」を図るため、畜産クラスターを基軸とする取り組みを示しております。生産現場では、この政策方向に対し高い期待感を寄せる一方で、際限のない市場競争や経済効率一辺倒の制度改革が押し付けられ、家族酪農が成り立たなくなるのではないかと強く懸念しています。

つきましては、国民の基礎的食料の一つである牛乳・乳製品及び畜肉の安定供給と、地域経済・社会を支える家族經營・法人經營を中核とする酪農・畜産の持続的な発展を図るため、生産現場に寄り添った未来を切り拓く酪農・畜産政策の推進と希望と意欲を持てる政策価格等の実現など下記事項を提言します。

2016（平成28）年11月

北海道農民連盟

委員長 石川純雄

I. 自然災害対応を含む、持続的な発展を可能とする酪農・畜産の基本政策の確立

1. 28年台風による被災酪農・畜産農家への支援対策の円滑な推進

台風等による酪農・畜産関係を含む農業被害への支援対策として措置された、災害復旧事業をより一層促進するとともに、被災酪農・畜産農家の営農継続などに向けた各種支援対策の円滑な事業推進と予算確保を図ること。

また、今後の自然災害に備えた対応策として、地域等における取組を畜産クラスター計画に位置付け、別枠予算化を図り支援対策を講じること。

2. TPP協定断固反対、重要農畜産物の万全な国境措置の堅持

TPP協定における牛肉・豚肉及び乳製品などの関税撤廃・削減等の約束内容は、国会決議に反しており、わが国の酪農・畜産の持続的な発展を阻害するものであることから、TPP批准は断じて行わないこと。

また、他のEPA/FTA交渉においても、牛肉・豚肉及び乳製品など重要農畜産物の例外措置（関税削減・撤廃の除外）の確保を図るなど、万全な国境措置を堅持すること。

3. 乳価交渉力や生乳需給調整など重要な機能を持つ指定団体制度の強化

指定生乳生産者団体制度の基本的な機能（乳価交渉力の強化、一元集荷・多元販売、広域的な需給調整、事故災害時対応など）を的確に評価し、引き続き、その機能が十分に発揮できるよう現行制度の充実・強化を図ること。

4. 多様な酪農・畜産経営に対応した直接支払政策（経営所得安定対策）の確立

1) 加工原料乳生産者補給金制度（乳量当たり直接支払）の再構築

補給金制度の再構築（乳製品全体に対象を拡大、補給金単価の一本化）にあたっては、加工原料乳地域における生乳の拡大再生産が可能となるよう、標準的な生産コスト（現場実態を踏まえた生産費、適切な労働評価等^注）と取引乳価（乳製品向3用途加重平均）との差額を全て補填する安定した仕組み（単価算定方式、交付対象数量）とし、恒常的な所得安定制度とすること。

注：①酪農労働は、搾乳牛及び育成牛の飼育労働や生産管理労働に加え、自給粗飼料（牧草やデントコーン等）の生産労働など多岐にわたっており、その労働の質に見合った家族労働評価（時間当たり労働単価の改善）が行われるべきである。②また、副産物価格は、年度ごとに変動幅が大きいことから、長期間でみた平均的な価格で算出するなど、副産物価格の変動が補給金単価算定に大きく影響しない方法を考えるべきである。③単価を見直す際の基準を明確にすべきである。

2) 加工原料乳生産者経営安定対策事業（ナラシ対策）の充実

補給金制度の補完機能的な役割（直近の販売価格下落時への対応）を果たす「加工原料乳生産者経営安定対策事業」については、補給金制度との組み合わせにより、所得が安定的に確保できるよう事業の充実強化を図ること。

3) 自給飼料型酪農生産への支援策（面積当たり直接支払）の強化

飼料生産型酪農経営支援事業については、輸入飼料に依存しない自給飼料型酪農生産に取り組む酪農家の経営安定に資するため、中長期的な安定した政策として位置づけて必要な予算を確保するとともに、支援対象となる基準面積等の要件緩和や支援単価の拡充（引き上げ）などを行うこと。

4) 意欲的な家族経営を支援する制度（1頭当たり直接支払）の創設

酪農生産基盤の下支え的役割や地域コミュニティの維持などに欠くことのできない家族酪農経営の持続的発展が図られるよう、意欲的かつ技術革新的な生産に取り組む中小規模層の酪農家に対する経営支援制度（乳用牛1頭当たりに着目した直接支払交付金）を創設すること。

5) 肉用牛経営安定対策の拡充強化

肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）の法制化及び補填割合の引き上げとともに、物財費相当額への全額補填、もと畜費の急激な変動に対応する算定ルールの変更など、制度の更なる充実を図ること。

Ⅱ. 意欲と希望の持てる平成29年度畜産物価格等の決定について

1. 加工原料乳生産者補給金単価及び交付対象数量の適正な設定

新たな算定方式の下での初年度単価となる「平成29年度の加工原料乳生産者補給金単価」については、生産基盤の強化と将来不安を払拭する観点から、現行の支援水準を上回る『生産努力が報われ、意欲と希望の持てる単価設定』を行うこと。【10円/kgを超える水準での設定】

また、交付対象数量については、3用途全量を対象に「国産乳製品の安定供給、国内生乳生産の維持・拡大の観点に立って適切に設定」すること。

2. 肉用子牛の保証基準価格等の適正な設定

肉用子牛生産者補給金については、品種ごとに再生産確保と意欲の持てる保証基準価格等を適正に設定するとともに、直近の生産コストの実態を反映した機動的で簡素な算定ルールへの見直しなど早急に制度の充実を図ること。

Ⅲ. 多様な酪農・畜産を育てる生産基盤強化対策の推進について

1. 畜産クラスター事業の拡充強化と災害時に備えた対応事業の創設

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）については、安定的な投資計画が可能となるよう、中長期にわたり基金財源を十分に確保した上、円滑な事業の推進を図り、意欲的な家族経営など地域の実態や要望に応じた柔軟な事業内容に改善充実すること。

また、畜産クラスター計画について、災害時に備えた地域等での対応策の策定を推奨し、その取り組みを支援する事業を創設して別枠予算化を図ること。

2. 酪農経営安定化支援ヘルパー事業の拡充

酪農経営支援総合対策事業における酪農ヘルパー対策について、必要な予算を十分に確保して、現場のニーズに即したヘルパー事業の継続強化を図ること。

特に、一定水準の技能・経験を有する酪農ヘルパーの人材育成や雇用環境の充実等による定着化、新規就農の促進に向け、研修・指導手当の支給や募集費用への助成、傷病時対応の人員体制整備への支援、組合運営費の負担軽減支援など、ヘルパー事業の更なる充実強化を図ること。

3. 自給飼料増産対策の拡充

飼料増産総合対策事業及び草地関連基盤整備（公共）等の自給飼料対策については、災害に強い飼料生産基盤の強化に向けて、飼料作物の作付拡大や生産性向上などを図るために重要な事業であることから、概算要求額を確保すること。

4. 家畜防疫対策の拡充

近隣アジア諸国を中心に海外における口蹄疫等の家畜伝染病が発生し、家畜伝染病の国内への侵入リスクが高まっていることから、国内における防疫体制並びに防疫対策の充実強化（消費・安全対策交付金及び家畜衛生等総合対策の概算要求額の確保）を図ること。

5. 乳牛改良対策の推進

家畜改良増殖目標（泌乳能力、強健性、耐病性）の実現に向け、ゲノミック評価と後代検定のさらなる普及促進などを通じて、多様なニーズに応える乳牛改良対策（予算確保を含め）を推進すること。

以上